

生涯学習スポーツ振興課

議案第34号

港区立運動場条例の一部を改正する条例について

港区立運動場の利用者に対するサービスの充実を図るため、「港区立運動場条例（昭和46年港区条例第34号）」の一部を改正します。

1 改正理由

港区立麻布運動場の野球場における1月4日から2月末日までの休場日を利用可能日とするため、港区立運動場条例の一部を改正します。

2 改正内容

港区立運動場条例第2条の3第1項の休場日について、「港区立麻布運動場の野球場にあっては、2月末日」の文言を削除し、「1月1日から同月3日まで及び12月31日」のみとします。

3 施行期日

公布の日

港区立運動場条例新旧対照表

改正案	現行
<p>○港区立運動場条例</p> <p>前略</p> <p>(休場日)</p> <p>第二条の三 運動場の休場日は、一月一日から同月三日まで及び十二月三十一日とする。</p> <p>後略</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○港区立運動場条例</p> <p>前略</p> <p>(休場日)</p> <p>第二条の三 運動場の休場日は、一月一日から同月三日(港区立麻布運動場の野球場にあつては、二月末日)まで及び十二月三十一日とする。</p> <p>後略</p>